

検	社 長	総務部	運行部	営業部	記録者
印					

令和6年度 第 3 回事故防止対策委員会議事録

中山観光自動車株式会社

開 催	日 時	令和6年 9月10日 / 9月14日 10時00分～12時00分	
	場 所	本社営業所会議室	
出 席	社 長		
	総務部	2名	
	運行部	4名	
	営業部	5名	
者	乗務員	43名	
主 題	1. 秋の全国交通安全運動について (別紙参照)		
	2. 自動車点検整備推進運動 (別紙参照)		
	3. 交通事故状況・ヒヤリハット案件・苦情報告・アルコール検知事案		
	4. 飲酒運転防止週間 (別紙参照)		

【内容】

1. 秋の全国交通安全民運動

実施期間 《 令和6年9月21日 (土) ～30日 (月) 10日間 》

※ 9/30 (月) 交通事故死ゼロを目指す日

- ① 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

2. 自動車点検整備推進運動

重点項目

- ① 点検・整備の必要性や重要性の啓発
- ② 大型車の車輪脱落事故防止対策を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての周知・啓発
- ③ 令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障判断装置の診断結果」の確実な実施についての周知・啓発

3. 交通事故状況・ヒヤリハット案件・苦情報告・アルコール検知事案

- ・有責事故 (本社 6件/千葉 6件) ※今年度目標件数20件以下
- ・ヒヤリハット案件 (本社 5件/千葉 0件)
- ・苦情報告 (本社 5件/千葉 8件)

・アルコール検知事案（本社 1件/千葉 0件）

4. 飲酒運転防止週間について

実施期間 《 令和6年9月21日（土）～30日（月） 》

● 飲酒運転防止対策マニュアル

1. 飲酒運転防止対策の検討・推進体制の整備及び周知徹底
2. 職員・家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施
3. 飲酒に関する規制の強化

※出勤時に酒気帯びとなるような飲酒を禁止する

飲酒運転に対する懲戒処分を強化する

4. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握

5. 厳正な点呼及び飲酒チェックの実施

6. 対面点呼が行えない場合の飲酒チェックの実施

※点呼内容を充実・強化し、執行体制を強化する

平成11年11月東名高速道での飲酒運転のトラックに追突されて車が炎上、幼い姉妹が犠牲となった事故により、平成13年に危険運転致死傷罪が成立し厳罰化が進んだが、令和3年6月、千葉県八街市において小学生5人が飲酒運転のトラックにはねられ死傷した事件では、職業運転手の常習的な飲酒運転が原因だった。

令和6年5月6日、午後4時15分頃、群馬県伊勢崎市において酒を飲んだ状態でトラックを運転し、対向車線の車と衝突して幼い子供を含む家族3名の犠牲者が出たという事故がまた起きてしまった。

容疑者は業務前にはアルコール検知されず、ドライブレコーダーに酒を飲む様子は記録されていなかったが、容疑者のトラックからは焼酎の空き瓶が複数押収された。このような悲劇が繰り返されてはならない為にも、運送事業者一丸となり、飲酒運転撲滅を呼び掛ける必要がある。

※乗務員指導教育風景



以上